



宮城県農政部長

中野博視

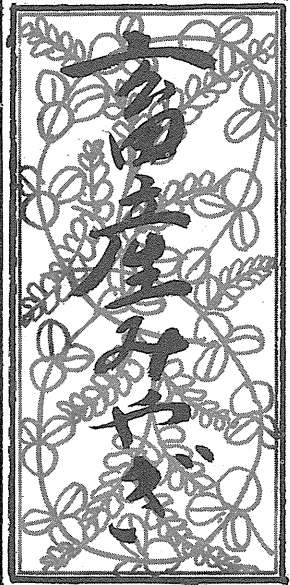
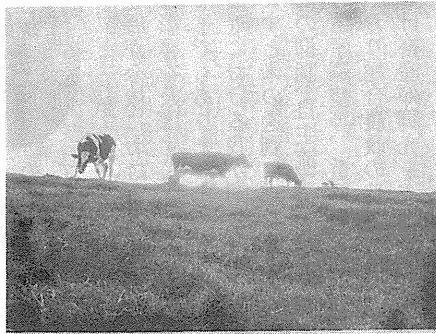
畜産関係のみな

さん、

畜産は高度経済成

長に伴って益々需

「畜産みやぎ」の 発刊を祝して



題字は山本知事

発行所

仙台市上杉1丁目2番16号

社団法人 宮城県畜産会

電話 23 5171

編集発行人 斎藤敬三

定価 1部 20円

印刷所 協和プリント社

要が増大する食糧供給源として、更に新しい農業経営の柱として今後大きく伸長する産業であることは申しあげるまでもありません。

最近のきびしい農業情勢の中にあつて総合農政の具体的推進が強く要請されておりますがその内でも特に畜産が益々脚光を浴びて参ることでしよう。

県におきましても県勢発展計画を指標として草地基盤の開発をはじめ、生産構造の整備、畜産物の品質改善と流通消費部門の合理化近代化によるコストの低減等、農家の皆さんならびに関係機関団体等の一層のご理解とご協力を得て自立畜産経営の確立のため各般の施策を積極的に推進する所存であります。

このような農業情勢下において関係団体の皆さんの総意によつて待望久しい「畜産みやぎ」が発刊されまことは誠に時宜を得た企画であり衷心から敬意を表すると共に今後末

永くこの機関紙が畜産農家のよき友としてご発展あられんことをご期待申しあげお祝いのご挨拶といたします。

● 発刊によせて

社団法人 宮城県畜産会

大石武一

このたび、畜産

関係機関の皆様方のご支援ご協力によつて「畜産みやぎ」が発刊の運びとなりましたこと

はご同慶にたえません。

農業界におきましては昨年来総合農政と云うことが喧しく論ぜられて来ておりますが、これも政府が言うところのものは米の恒常的過剰生産に対処するために、米の生産調整を図ることに眼目をおいている様子があるかがわれるのであります。

一方畜産関係におきましても昭和三十六年公布になりました農業基本法に基き各畜種につき適地、適種の作目選択を行ない現在に至つて居りますが、生産物の価格、財政投融资等の政策の上からも、又試験研究の面からも、米に比べその経営技術は格段に立ち遅れておる現状であります。

特に従来の畜産は米を主体とした経営に附随した畜産であり従つて、役畜として重要な役割をもつた家畜

が主体でありその経営は零細そのものであります。

現在用畜としての地位も認められては来たものの、これが振興対策については未だしの憾があります。本会としましてはこれが対策として畜産に関する諸政策を末端農家に浸透せしめるため機関紙発刊の企画を致しておりましたが機が熟せず延々となつておりましたが、今回ようやくその望みを達し得ましたことは私の本快と致すところであります。

数年前東北知事会は「東北を日本の食糧供給基地にしよう」という提言をしこれを可決しておりますが、広大な山林原野を持つ東北としてはこれを有利に利用出来る作目は畜産をおいてなくこれを充分活用し、今後益々増産を指さなければならぬ動物蛋白質資源の確保に一層の努力を致さねばならないことと存じております。

それには畜産に関する諸施策が末端に達するような方法を講ずる必要がありますが、そのためには今後本紙の取り持つ役割りは重且つ大なるものと考えております。

そのためには、中央における諸政策、関係機関の振興対策、或は試験研究機関の成果の速報等を掲載し畜産関係者、指導者、畜産農家等の参考資料として広く利用され、本県畜

産振興に寄与されんことを望むものであります。

新しい年の畜産

振興方策について

県畜産課長 佐久間健一郎



本県の農業は県の産業経済上極めて高い地位を占めており、その振興

と発展が今後における県勢発展に大きな影響を及ぼすことは今更申しあげざるまでもありません。

最近における我が国の農業情勢をみますと米の過剰に端を發し、特に米価の抑制、自主流通米制度の実施、米の生産調整等、重要な課題に直面しており総合農政の具体的推進、とりわけ畜産が脚光を浴びつゝ、ありますことはご承知のとおりであります。

(1) 未利用地の草地開発

イ、既にご承知のとおり県勢発展計画を指標として蔵王栗駒山麓等の未利用地の草地開発によつて、経営規模ならびに自給飼料基盤の拡大をはかると共に平地農村におきましても里山の効率的利用及び水田裏作の高度利用等によつて飼養基盤の拡大をは

かるため県畜産開発公社を中心に草地改良事業を意欲的に進めて参りたいと存じます。

ロ 更に稲作転換等に伴つて酪農多頭化による育成牛の省力集団管理を要請されるので地権者の協力をいただいで県種畜場の隣接地一五〇haを取得し大型草地造成によるモデル的公共放牧場の建設計画を進めており地域畜産の振興に期待がかけられています。

(2) 酪農の近代化

イ 四六市町村酪農近代化計画に基いて酪農主産地の育成をはかるため優良乳用牛の大巾導入を継続すると共に多頭飼育による泌乳能力の改善向上を目的として(本県ではじめての施策)遺伝形質の強いホルスタイン種牝牛をアメリカ、カナダから県種畜場に輸入し、四五年程度の凍結精液普及体制の確立と相俟つて酪農家のご利用をねがうことになつていきます。

ロ 生乳生産量は年間十万吨と順調な伸びを示したのに対し飲用乳の消費が鈍化し「牛乳のダブツキ」が報ぜられています。これは生々発展する酪農が迎へる一時的な現象で余り心配はいりませんが、当面消費の拡大をはか

る必要がありますので学校給食幼稚園等これら牛乳給食の飛躍的拡大と住宅団地、職場等の集団飲用の普及に努めておりますので関係の方々のご協力をお願いいたします。

ハ これからの畜産はコスト第一主義と言われますが生乳の流通合理化についても同様でしょう。生乳の一元集荷多元販売を重点目標に四十一年に県生乳販売農協連が設立されましたので、生乳販連の会員及び乳業メーカーのご理解とご協力のもとに、多年に亘り懸案の集送乳機構の合理化によるコストの節減を是非実現いたしたいと存じます。

(3) 肉用牛の振興

イ 当面の課題は、県内の肉用牛資源を急速に培養することにあります。肉用牛産業は本質的に多額の先行投資を必要とする反面収益性が極めて低位にあり特に仔牛の生産育成部門はその代表的なものであります。客年来市町村農協等を事業主体として肉用牛センター、里山利用肉用牛基地の拡充を実施して参りましたが四十四年度国の新らしい施策に呼応して市町村、県経済連、県畜連等の出資参加を得て、県畜産開発公社を事業主体

祝 発 刊

宮城県農業協同組合中央会長

袋 光 雄

宮城県信用農業協同組合連合会長理事

袋 光 雄

宮城県経済農業協同組合連合会長理事

袋 光 雄

宮城県畜産農業協同組合連合会長

大石 武 一

宮城県農業共済組合連合会長

小野寺 誠 毅

宮城県生乳販売農業協同組合連合会長

堀田 良 一

宮城県畜産開発公社理事長

山本 壮 一 郎

宮城県緬羊農業協同組合連合会長

斉藤 莊 一 郎

宮城県草地協会長

佐々木 静

宮城県獣医師協会長

高 橋 寛

宮城県酪農協会長

佐々木 林 太 郎

とする肉用牛大牧場(三四〇ha基礎牛三百頭)を黒川郡大郷町に建設中であり完成の暁は大量の優良仔牛を市町村等に配布することにしていますのでご期待下さい。

口 近かく肉用牛価格安定基金協会を発足させ市場取引仔牛の価格低落時に補てんすることによって再生産を保証し農家の皆さんに安心して仔牛生産にはげんでいたべく仕組みを進めておりますので農家の皆さんのご加入をお願いいたします。

ハ 食肉の流通合理化と需要の増大に対処するため仙台牛肥育基地造成に力を入れておりますが仙台市の銘柄取引を助長するため県畜産開発公社の事業として四十五年度から仙台ミートに隣接して食肉処理加工の施設を建設すべく経済連等と具体策を検討しております。

(4) 養豚養鶏の振興

イ 養豚につきましてもは資質の悪い雑種豚が多数出廻っている現況にかんがみ県種畜場を頂点に純粋種豚による改良体制の確立が急務でありますのでこれが一環として県種畜場に若雄検定施設を作り、養豚生産地に種豚増殖センターを建設して熱心な繁殖家を指定種豚場に指定し計画的な種豚の生産配布を行うと共に養豚一貫経営の団地を造成して円滑な増殖をはかるため農協の養豚団地計画と提携いして主産地形成を推進します。

併せて豚コレラの自衛防疫組織の育成をはかり平均払制度をからませながら系統共販率を高めて参り規格取引を助長してゆく方針です。

口 養鶏につきましてもは稲作事情から農業所得補てんの方途として、更に鶏卵生産において移入県から生産県に伸長せしめるため四十五年に県種畜場に国産種鶏増殖センター及びブローラー後代検定施設を建設すべく計画を進めると共に多数羽飼育を主力とした養鶏団地、共同育雛場の建設等を指導し併せてニューカッスル自衛防疫組織の育成を市町村をはじめ関係団体の皆さんのご協力を得て進めて参りたい所存です。

肉用牛振興対策に

ついて

(大規模牧場創設事業
牛牛価格安定事業)

最近所得水準の上昇に伴い、国民

の食生活が質的に向上し、畜産物に対する需要が著しく増大しております。

しかもわが国経済についての将来の展望によりますと、二十年後の国民一人当りの所得は現在のアメリカの水準に達し食生活の内容が西欧なみとなり、食肉の消費量が現在の八〜九倍になるものと見られています。

この増大する食肉の需要を満たすには、国内の供給力を拡大し、更に海外からの輸入にも、たよらなければなりません。牛肉の輸入については世界的な消費増大の傾向から輸出の輸出限界がありますので今後大きな期待をかけることは不可能と思われれます。

わが国の肉用牛の飼養頭数は、飼養構造の変化により、昭和三十二年から四十二年の十年間に約半数の一四五万頭(乳用雄子牛を除く)となり以後若干の増加が見られますが、急速な増殖は期待出来ない現状にあります。

県におきましては、これ等消費構造の変せんと、産業の発展を考慮し、昭和四十二年に県勢発展計画を策定いたしました。その中で肉用牛の県内飼養頭数を昭和四十一年の四万四千頭から目標年次の五十年には約二倍の八万八千頭に増殖すべく計画を樹立いたしました。

宮城県ホルスタイン協会長

佐藤 利吉

日本種豚登録協会宮城県支部長代理

勝又 秀雄

日本褐毛和牛登録協会宮城県支部長

畠山 喜久治

全国和牛登録協会宮城県支部長

佐藤 利吉

宮城県肉用牛協会長

山本 壮一郎

宮城県豚コレラ防疫協会連合会長

高橋 吉兵衛

宮城県ニューカッスル防疫協会長

畠山 喜久治

宮城県乳業協会長

佐藤 利吉

宮城県家畜商協同組合長

大石 武一

宮城県養鶏協会長

岩谷 龍一郎

宮城県ホルスタイン改良同志会長

渥美 鉄太郎

宮城県家畜人工受精師協会長

結城 栄吉

日本軽種馬協会宮城県支部長

大石 武一

この増殖計画に基づき肉用牛振興対策として数年前より、肉用牛導入事業、肉用牛優良雌畜貸付事業、繁殖育成センター設置事業、里山利用肉用牛増殖育成事業、仙台牛肥育基地設置事業等の施策を講じておりましたが、現状の諸施策のみでなく、肉用牛振興上阻害要因となっている子牛の生産と、育成部門の低収益分野を打破しなければ、急速な資源の培養が期待出来ないと思われまます。これ等累積する肉用牛経営の問題点を排除するには

- 1 草資源利用による規模の拡大
- 2 省力管理による生産費の低減
- 3 肉用牛の管理技術の改善(草地管理技術と放牧経営技術等)と確立
- 4 価格安定対策
- 5 流通機構の整備

等が必要施策と思考されます。県におきましては、斯様な中で肉用牛振興の緊要な課題として従来の施策は勿論、新しく子牛の生産と育成部門を担当し、優良な育成牛を大量に安定的に供給するため、左記による肉用牛大規模牧場の建設を計画しております。

肉用牛大規模牧場創設事業設置計画
一、事業主体
社団法人宮城県畜産開発公社

二、出資金及び構成
イ 出資金 六四、〇〇〇千円
ロ 構成

- (1) 社団法人 畜産振興事業団
- (2) 宮城県
- (3) 市町村 (肉用牛振興地域)
- (4) 経済農業協同組合連合会
- (5) 畜産農業協同組合連合会

三、牧場設置場所
宮城県黒川郡大郷町

四、牧場計画

(1) 規模	用地約三四〇ha(賃借)
	人工草地一五一ha
内訳	
	昭四 五〇ha
	昭五 七三ha
	昭六 二八ha
	野草地 約一八〇ha
	その他 約九ha

(2) 繁殖基礎牛
常時三〇〇頭繁殖

昭四年度 一六七頭
昭五年度 一三三頭

○家畜の導入は家畜導入事業繁殖センター県有事業による。
○品種は黒毛和種を主体とするが一部褐毛和種を考える。

(3) 子牛生産 平常年次 二四〇頭
昭四年度 七〇〇% 事故率を
昭五年度 六〇〇% 含む
昭六年度以降八〇〇% 一年一産
雌、雄、各五〇%とする

(4) 供給頭数 二四〇頭

(牧場において約八カ月育成後 販売)

雄については肥育素牛として農家に供給し肥育された仙台牛については畜産開発公社が処理する。

五、牧場建設

- (1) 草地造成
小規模草地改良事業
(三年継続事業)
- (2) 関連施設
大規模牧場創設事業(単年事業)
- (3) その他非補助分
自己資金

六、牧場建設資金
小規模草地改良事業による 国、県補助
大規模牧場創設事業による 国、県補助

出資金
農林漁業金融公庫 (土地改良資金)

また、肉用子牛価格の低落が生産農家の増産意欲を阻害しているため、低落より生ずる生産者の損失を補てんすることによって、肉用子牛の安定的生産と肉用牛の振興をはかることを目的として、社団法人宮城県肉用子牛価格安定基金協会の設立を計画しています。これは宮城県の「標

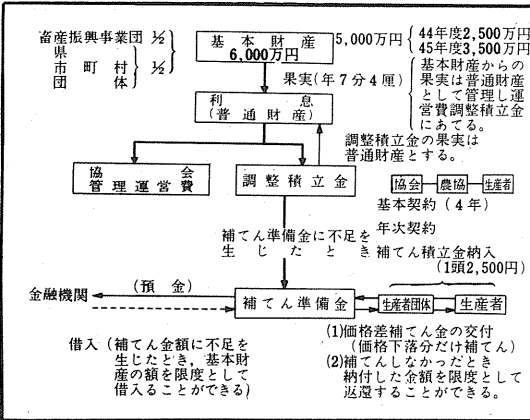
飼い上手 育て上手は…
みのたに……で



動物薬品・器具総代理店
みのたに薬局仙台営業所
仙台市山田字羽黒堂5の216
TEL 0222 (48) 3472

畜産の薬品・器械

何でも揃ふ専門店
仙台市北一番丁121
東北獣医薬品株式会社
TEL (25) 7338
支店 登米郡迫町佐沼下田中
TEL 迫(2) 2278
支店 山形市小白川町4丁目
TEL 山形(3) 9909



この協会は四年を一期として、生産者と契約を結ぶことになっていますが、補てんをうけるためにはあらかじめ加入契約しておく必要があります。しかも四年の中途加入は認めない方針ですので、出来るだけ初めから加入されるようおすすめています。

(県畜産課)

この協会は四年を一期として、生産者と契約を結ぶことになっていますが、補てんをうけるためにはあらかじめ加入契約しておく必要があります。しかも四年の中途加入は認めない方針ですので、出来るだけ初めから加入されるようおすすめています。

本事業は、地方競馬全国協会が競馬法第二十三条の二十二第一項第五号の規定に基づき農業協同組合等の畜産関係団体の行なう畜産振興に資するための事業に要する経費について助成するもので、昭和四十五年度の助成対象事業(補助事業メニュー)は別表のとおりでありますので、積極的にご利用いただきたいと思います。

詳細については、最寄りの家畜保健衛生所農業改良普及所にお問合せのうえ、ご希望の方は申請書を三月五日まで、家畜保健衛生所(中央団体は畜産課)に提出してください。

昭和四十五年度地域畜産振興補助事業について

本事業は、地方競馬全国協会が競馬法第二十三条の二十二第一項第五号の規定に基づき農業協同組合等の畜産関係団体の行なう畜産振興に資するための事業に要する経費について助成するもので、昭和四十五年度の助成対象事業(補助事業メニュー)は別表のとおりでありますので、積極的にご利用いただきたいと思います。

№	事業名	補助対象	補助率	事業主体の制限	昭和四十五年度地域畜産振興事業補助メニュー一覧表
1	畜産コンサルタント等職員設置事業	職員設置費	定額	畜産会	
2	畜産技術の指導促進事業	指導旅費、事務費	"	"	
3	馬の種付施設設置事業	種雄馬厩舎、種付所、その他	1/2	農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、公社	
4	農用種馬の供給センター設置事業	厩舎、看視舎、牧棚、その他	1/2	"	
5	農用種雌馬の導入事業	種雌馬購入費	定額	"	
6	農用種雌馬の貸付事業	"	"	農協、農協連、公社	
7	更新用軽種々雌馬の貸付事業	"	"	"	
8	優良農用雌馬の繁殖奨励事業	繁殖奨励費	"	"	
9	馬の育成施設々置事業	育成馬厩舎、牧棚、その他	1/2	"	
10	馬の放牧施設々置事業	看視舎、牧棚、給水塩施設	1/2	"	
11	乳用子牛の哺育施設々置事業	哺育牛舎、その他	1/2	"	
12	乳用子牛の集団哺育促進事業	管理費	定額	"	
13	乳用雌牛の集団放牧育成促進事業	"	"	"	
14	集団放牧用肉用種雌牛の貸付事業	種雌牛購入費	"	農協、農協連、公社	
15	肉用牛の繁殖育成センター設置事業	牛舎、看視舎、牧棚、その他	1/2	農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、公社	
16	優良雌牛の繁殖奨励事業	繁殖奨励費	定額	"	

強くてスマートな隔障物
東芝製鋼牧柵

- * 牧柵主柱に適したユニークなV型鋼
- * 耐久力優れた熱間圧延鋼材
- * 完全防錆処理の上入念な焼付塗装
- * 合理化管理体制のもとで大量生産されるので経済的
- * 豊富な標準型を用意して有り組立簡単

製造元 ① 東芝製鋼(株) 仙台出張所
 仙台市東一番丁93 飯田ビル6階 TEL 07 7053
 本山振興(株)
 仙台市堤町土手下4 TEL 04 6221
 塚本商事機械(株) 東北出張所
 仙台市大町三丁目165 TEL 02 4581

代理店

パスチャー・ポストD型
脱柵の心配のない隔障物

北原電牧(株)代理店
 仙台市卸町三丁目1番地21号

吉田産業仙台支店
 TEL (0222) (92) 4131

17	里山利用肉用牛増殖育成事業補完施設々置事業	牧欄, その他	1/2	
18	肉用牛の繁殖育成センター等運営促進事業	管理費	定額	
19	肉用牛の集団放牧促進事業	"	"	
20	豚の人工授精施設々置事業	種雄豚舎, 精液処理所, 他	1/2	農協, 農協連, 公社
21	純粋種の種豚整備事業	種豚購入費	定額	
22	肉用素豚供給センター設置事業	種豚舎, 糞尿処理設備, 他	1/2	農協, 農協連, 公社
23	外国産肉用種々めん羊の集団導入事業	種めん羊の購入費	定額	
※24	肉用素びな供給センター設置事業	種鶏舎, 鶏糞処理設備, その他	1/2	
※25	採卵用素びな育すう施設々置事業	育すう舎, 鶏糞処理設備, その他	1/2	
26	凍結精液処理施設々置事業	凍結精液処理所, 保管器, 他	1/2	県一円を事業地域とする
27	畜産共進会の開催事業	審査員旅費, 出品手当, 印刷費	1/2	"
※28	畜産団地造成事業の補完施設々置事業	畜舎, その他	1/2	
29	夏期放牧搾乳施設々置事業	搾乳舎, 冷却設備	1/2	
30	肉用牛の集団肥育促進事業	肥育素牛購入費	定額	農協, 農協連
31	放牧外部寄生虫駆除促進事業	牧野衛生費	"	
32	馬の草地造成事業	機械借上料, 種子代, 肥料代 人夫賃	1/2	農協, 農協連, 公社
33	牛の小団地草地造成事業	"	"	
34	草地の更新改良事業	"	定額	
35	飼料作物の集団共同栽培事業	"	"	
36	飼料作物種子の集団播種事業	航空機チャーター料, 種子代, 人夫賃	"	
37	草地造成用機械の導入事業	レーキトナー, プラウ, その他	1/2	都道府県一円を事業区域とする
38	草地管理利用機械購入事業の補完施設々置事業	農具庫, 乾草収納庫, その他	1/2	
39	飼料作物の増産総合対策事業の補完施設々置事業	"	1/2	
40	家畜市場施設々置事業	売場, つなぎ場, 獣医師事務所, 代金決済 所, その他	1/2	農協, 農協連, 公社
※41	バルククーラー設置事業	共同集乳所, バルククーラー	1/2	
※42	生乳脂肪測定機設置事業	生乳急速脂肪測定機	1/2	指定生乳生産者団体
43	生乳パイプ輸送施設々置事業	送・受乳管, 貯水槽, パイプ設備, 送・受 乳器具, 通気設備	1/2	
※44	酪農ヘルパー用機具の設置事業	巡回搾乳用自動車, ミルカー	1/2	農協, 農協連
※45	ミートセンター設置事業	処理所, 冷蔵設備, 冷凍トラック, 肉切機 包装機, その他	1/2	

特 認 事 業
A. 定例的なもの

1	食肉センター汚水処理施設々置事業	汚水処理施設		国庫補助事業の補完
2	牛・豚等の糞尿処理施設々置事業	糞尿処理施設		
3	鶏糞乾燥施設々置事業	鶏糞乾燥施設		

B. その他上記以外の事業

畜産振興上、協会が特に必要と認める事業。

(注) ※印 新規メニュー

事業主体の制限欄空白のもの
農協、農協連、農事組合法人、農業
生産法人、公社

十五人以上の農業者を構成員とする
団体、十五人以上の畜産に関する事
業を営む中小企業協同組合、もしくは
は連合会いずれも可とする。
(県畜産課)

草地飼料

関係事業の案内

(1) 草地改良補助事業

(一) は四五年度から変る事業名
一、国営草地改良事業
(国営草地開発事業)

一地区の草地造成改良面積が七〇
〇ヘクタール以上で、おおむね一〇
〇ヘクタール以上の団地からなるも
の、国が事業主体となつて草地造成
牧道・索道・雑用水・用排水施設を
整備するもので国が六五から七〇パ
ーセントを負担して実施します。

二、県営草地改良事業

(県営草地開発事業)

一地区一五〇ヘクタール以上で、
おおむね七五ヘクタール以上の主団
地および当該主団地から二キロメー

トル以内にあるおおむね三〇ヘクタ
ール以上の団地からなるもの、県が
事業主体となり国営と同じような施
設の整備をするもので、その補助率
は、国五五パーセント、県二二・五
パーセント、計七七・五パーセント
となつております。

三、国営等附帯草地改良事業

(国営等草地開発附帯事業)

一 および二の事業に附帯する障
物、電気導入、家畜保護、牧野樹林、
飼料貯蔵などの各施設や昭和四十五
年度からは草地管理用機械・乾燥施
設・その他等を要求中であり、事業
主体として地方公共団体・農協・農
協連で補助率は国が四〇パーセント、
県三〇パーセント、計七〇パーセン
トとなつております。

四、小規模草地改良事業

(団体営草地開発事業)

一地区一〇ヘクタール以上で一団
地おおむね一ヘクタール以上が一般
地区・開拓附帯地・河川敷・または
林野率七五パーセント以上で酪農近
代化や肉牛生産振興の計画樹立市町
村内にあつては、一地区五ヘクタ
ール、一団地〇・五ヘクタール以上で
対象となり、これを小規模特定地と
呼んでおります。二の施設(基本施
設という)および三の施設(利用施
設という)と同じですが、団地の大

きさにより施設の制約があります。その制約とは、牧道は一〇ヘクタール以上、索道・隔障物は五ヘクタール以上、雑用水・電気導入・家畜保護飼料貯蔵・草地管理用機械・乾燥等の各施設は三〇ヘクタール以上の団地面積がないと対象なりません。事業主体は地方公共団体・農協・農協連・農業者の組織体(ただし・法人組合を原則とし、任意組合・個人(五人以上)の場合は市町村や農協等に事業主体になつてもらうよう委託する方法があります。また、公益法人(社団法人に限る)の場合は農政局長の特認を受けると事業主体になれます。補助率は基本施設について国四五パーセント・県一五パーセント、計六〇パーセント・利用施設は国が四〇パーセント・県が一五パーセント・計五五パーセントとなつておりますが、この県費一五パーセントは他の関連事業や東北五県の補助率と比較して最も低い率となつてゐるので、一〇パーセント引き上げ二五パーセントにするよう県草地協会等から強く要請され検討中です。

五、草資源利用施設整備事業
(団体営草地開発事業)
草地造成を行わないで未利用の野草を利用するための牧道(一団地二〇ヘクタール)雑用水施設(三〇

ヘクタール以上)の隔障物(一〇ヘクタール以上)の施設を整備するもので野草地受益面積は一地区四〇ヘクタール以上となつており、事業主体および補助率は四と同じです。

六、飼料基盤整備特別対策事業
一地区五ヘクタール以上の飼料畑や牧草地の造成(一団地〇・二ヘクタール以上)や農牧道(その受益面積三ヘクタール以上あれば飼料作物のみでなくとも対象となる)雑用水・隔障物等で既造成地に対する施設も対象となります。また、地区の範囲は大字単位が最大限で、できれば部落位の集落が望ましい。

さらに造成後地区の飼料作物作付面積が三〇ヘクタール以上、数団地あつまった一箇所当りの事業費が十万円以上と規定されております。事業主体は市町村か農協と限定されておりますが、二人以上の個人から市町村等に委託することができるともに転換水田も対象となり、補助率は全て国が四五パーセント・県が一五パーセント・計六〇パーセントとなつております。

(2)施設整備事業
一、公共育成牧場整備事業
この事業は、昭和四五・四六年度の二カ年の新規の限定事業で既に作られた三〇ヘクタール以上の公共育

成牧場を対象とし、草地管理利用機械・飼料貯蔵・乾燥施設・その他必要と認める施設の整備に対し助成する事業で補助率は国が四五パーセント、県が一五パーセント、計六〇パーセントの予定である。

二、飼料作物増産対策事業
この事業は既耕地の水田・畑を対象として飼料作物の作付面積を増加しようとする農家が省力化のため設置する協同化施設に対し助成するもので、事業主体は農協・その他団体(任意組合でもよい)協同化施設としてはトラクター・プラウ・ハロー・尿散布車・刈取機・集草機・梱包機・サイレージカッター・トレーラー・その他となつており、補助の条件としては、参加農家の当該年度の飼料作物作付面積から前年度の飼料作物作付面積を差引いた飼料作物増加面積がおおむね二〇ヘクタール以上で酪農または肉牛の振興計画樹立市町村内の農家であることが条件となつてゐる。補助率は増加面積一ヘクタール当り二万七、〇〇〇円以内となつております。

以上、主な事業を紹介しましたが、県と畜産開発公社・草地協会・畜産関係団体が協調しながら飼料基盤整備に努めておりますから、さらにご疑問の点については最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

系統畜産事業の課題と対応
(県畜産課)
県経済連 畜産課長 菅原三郎

激動する一九七〇年、農業をとりまく諸情勢は極めてきびしく系統畜産事業の課題も又山積してあります。畜産みやぎの創刊にあたり当面の重点課題とその対応について所感の一端を述べ関係機関を始め農協及組合員各位の御協力をお願い致したい所存であります。

一、肥育牛事業の拡大と定着化について
昭和四十四年の牛肉の全国生産量は四年振りに二〇万トン台にのせ二万一千トン程度と見られ前年比三二%増と近年にない伸びを示しております。又四十五年の生産見通しは二万三千トンと対前年の一割増と見込まれております。系統農協肉牛事業も年々拡大し販売実績は昭和四十二年四、六二三頭四十二年七、六五五頭と増大いたしました。ところが四十三年十月以降十カ月余に亘る肉牛市況の低迷により肥育熱に水を注いだ形となり全国増勢に追いつかず四十四年度実績見通しは八、九〇〇頭と横這いの傾向にあります。又仔牛価格

の低落にもか、わらず素畜導入の意欲の低下現象は之等を物語つていふものと思料されますので肥育牛事業を拡大定着化するため次の三点を特に強調いたしたいと思ひます。

1 肉用牛振興法等の単独立法の制定促進

牛乳を始め肉豚鶏卵等については既に法制化され最低保証価格又は基準取引価格が毎年度始め決定されているが肉牛の価格安定については子牛価格安定基金制度以外は国家資金が投入されていない現状から全国の肉牛生産者の団結と強力な畜政活動を展開し肉用牛振興法の制定或は肉用牛全体の価格安定基金制度を確立し事業の安定拡大の足がかりといたしたい。

2 銘柄樹立による有利販売の展開

共販の有利性を確立するためには第一に計画生産出荷であり、第二に規格化であり消費需要動向に対応した製品を量産するにあると信じます。

最近における肉牛取引の傾向は市場上場の五五〇六〇%が乳用雄肥育牛及乳廃牛でこれらが一般大衆肉化しつゝあります。和牛については特に脂肪交雑(サシ)による格付がきびしく従つて肉質改善が要求されるわけでありませう。

これらの情勢から本会としては既に四十三年十月肉牛技術指標を策定し特に素牛の選定、飼料給与の改善と肥育期間の延長を提唱し更に昨年二回に亘り芝浦市場において本県産牛枝肉の求評共励会を開催し銘柄樹立に一步前進をしたわけでありませうが本年も引続き開催し業界へのPRを図る所存であります。

3 多頭飼育農家の育成と共販拡大

計画生産や計画出荷の担い手は何と言つても多頭飼育農家でありませう。相場にふりまわされる事なく常に技術改善と取り組む農家の育成こそ急務でありますので農協の預託制度を更に拡大し部会の育成を通じてこれが達成を期したい。又仙台牛肥育基地育成事業のセツトを拡大し肉牛団地の形成を急ぎ一万頭共販の実現に全力をつくしたいと念願します。

二、養豚団地の再編成

昭和四十五年の食肉需給量の推定は全体で一五六万トンと昭和三十五年の三、六倍、この中で豚肉は五七万六千トンで前年比一四%増昭和四十二年の五五万七千トンを二万トン上廻る史上最高の量でありこれは全需要量の三六、九%を占め第一位であります。本県の養豚は昭和四十二年一八万

一千頭をピークに急減し四十四年には一四万三千頭となり三十五年に造成した養豚団地は正に壊滅して殆んど姿を消している現状から需要動向に即応し又米作一割減反に対応して養豚団地を再編する事が急務であると思料するが問題点を二、三取り上げ解決に努力いたしたい。

1 豚肉価格の安定対策

昭和四十四年度の安定基準価格は下位三三五円上位四一〇円であり四十五年基準価格はこの三月末審議会で審議答申されるわけであるが最低三八〇円を確保するため全国中央会を頂点とし生産者の団結により活発な畜政活動を望みたい。

口 自衛対策として県内数農協が実施している長期平均払精算制度を普及確立し又肉豚生産量の三一、八%を占める素豚については一貫経営方式の採用若しくは管内自給体制を確立せしめるため県の大巾な補助を期待し団地形成を促進する。

2 大型品種による品質の改善

仙台市ミートプラントに於ける昭和四十三年度豚枝肉格付結果は上物五九、五%中物三二、五%となつてゐるが実際の取引は之を下廻

つてゐる現状に鑑み特に大型外国原種豚(オランダ系ランドレース、ハンブシャー)を導入し県種畜場本会畜産センター等を始め県内指定種豚場に於いて優良種豚を生産配布し改良速度を促進する。

3 技術指導兼販売体制の強化

団地造成に併行し技術経営指導の体制を強化すると共に枝肉の品質改善とあわせ計画販売による有利性を確保する。

三、養鶏振興対策について

昭和四十四年二月現在の本県成鶏めす羽数は一七五万六千羽で前年比一〇七、八%と漸増傾向にあるが全販連仙台販売所に於ける鶏卵取扱量は昭和四十三年で四、七六五トン内県内産二、二九八トン四八、二%と完全に移入県となつてゐるので飼育規模拡大による増羽運動を県と相協力し促進したいその促進策としては

1 農協共同育すう所の設置をす、め大雛の計画的供給により採卵養鶏農家の安定拡大を図る。

2 団地育成及増羽運動と併行して養鶏農家の経営安定を図るため「全国鶏卵価格安定基金」への加入を促進すると共に集卵体制を整備しつゝ、地場販売の拡充につとめる。

四、ブローラー事業の拡大

昭和四十五年の鶏肉の需要量推定は五十万四千トンで豚肉五七万六千トンとならぶものと見られており食肉全体に占める比率も三二・四%となる見通しである。

これらの情勢から本会としては食鳥処理場の建設を進める一方前年に引き続き団地造成を促進し販売体制を確立してこの事業の安定発展を図る所存である。

肉牛肥育の技術と経営

宮城県畜産業協同組合連合会 常務理事 菅沼勉

農業近代化の根幹となるものは経営規模の拡大であり、今後は畜産も急速に経営規模の拡大が行われることが予想されます。しかし従来の畜産は余りにも零細で、経営的な見地から検討してみますとその技術面においても又経営的な面においても、お話にならぬ程立後れております。

従来の畜産は、勤と経験に頼った技術を中心として、どんぶり勤定式の経営で経営されているのが大部分でありましたが、このような在り方で只頭数だけを増加したために、思わぬ事故が起ったり予定外の出費が高んだりして経営が行き詰ることが多いのであります、今までに一気に大規模経営に踏み切った方々の中かなりの失敗例が出たのは、大部分

がこの原因に基いていると言えますよう。

技術とは

牛に飼料を与えて肉量をふやし単価を高くすることによって牛の価格を上げ差益を得るための、飼料の与え方や管理の仕方或いは素牛の選び方や肥育した牛の売り方等を指すのであります。どのような飼料をどれ位与えたならばどれ位の増体が得られるかは数多くの試験研究の結果公表されておりありますが、そのやり方は必ずしも一定しておりません。放牧をとり入れて期間を長くし飼料費を切り詰めて肥らせるやり方もあれば、又殆んど濃厚飼料のみを与えて短期間に仕上げる肥らせ方もあり、その中間の色々な肥らせ方があります。どの方法をとりようとも経営目標にそつて、牛の状態に最も適した飼養管理を行ない最大限の飼料効率を上げ増体成績をよくすることが技術と言えますよう。

従前の技術は、只よい牛高価に売れる牛を作り上げることのみ専念し、労力がどれ程かかるうとも又経費がどのように嵩もうともお構いなしに進められていた嫌いがありました。このような技術は経営の基礎となるものではありません。これからの技術は最少限の労力と経費で最大限の

差益を上げる式のものでなければなりません。肥育技術は絶対的なものではなく肥育を経営する農家の個々の経営条件に最も適合した方式が採用されるべきものであります。

経営とは

従来肥育牛をやっている方々は、肥育牛がいくらに売れて素牛代や飼料費や販売経費を差引いてもいくらの儲けがあったという、どんぶり勤定式の計算で喜んでおられるのが大部分でありました。既存の施設を利し片手間に1頭や2頭の肥育をしている方であれば期待する収入も小遣程度のものであり、この計算の仕方でも結構でありましょう。

しかし経営規模を拡大して一〇頭二〇頭の肥育をするということになれば牛舎を新築する必要があり、その建築費の償却や利息を考えなければなりませんし、飼料代も相当の額に上り又素牛代も相当の金額となりますので、たとえ自己資金であつても定期預金程度の利息は考えなければなりません。この外公祖公課や負担金、共済の掛金等の経費や雇傭労力でやる場合にはその賃金等の費用も計上しなければ本当の経営とはいことができません。これらの経費が年間一頭当り一〜二万円はみなければならぬのでありますから、経

営を拡大してしかも利益が生まれるようにするには生易しいことではありません。

そこで最も合理的な経営をするためには、その経営に最も合った肥育方法を採用し最高度の肥育技術を駆使して最高の差益金を産み出すことを考えなければならぬのであります。濃厚飼料を多く与えて早く肥らす方法は仕上りが早く資金の回転がよいので金利負担が少い利点はあります。が反面濃厚飼料の肥育効率が低く飼料代が嵩む欠点がありますので、販売単価が八〇〇円〜九〇〇円にもなる黒毛和種の肥育に適しております。

販売単価が五〇〇円〜六〇〇円にしかならない乳用雄子牛にこの肥育方法を採用したのでは濃厚飼料代を差し引けば差益は殆んど残らなくなり、乳用雄子牛の肥育では安い粗飼料を充分に活用しなければ採算が合いません。資質の非常によい黒毛和種は肥りが遅いが立派な「サシ」が入りますので焦らずにゆっくり肥育して最高の単価を狙うようにしなければなりません。一般に農家は自給飼料(ワラ)を持ちしていますので、この(ワラ)の活用を図って飼料費を軽減する方が少々期間が永くかかっても有利な場合が多いのであります。

素牛の導入、販売時期の判定、販売方法の選択等も重要な技術でありまして、経営規模を拡大するとすれば充分研究を重ねて自分の経営に最も適したやり方でやって行かなければなりません。

私の言わんとするところは技術は技術として独立したものでなく経営に密着したものでなければならぬということであり、又経営はしっかりと基礎技術があつて始めて成り立つものであるということであり、今後経営規模の拡大された畜産で成功するためには周到な無理のない経営設計と、この計画を完全に実現する基礎技術が必要なのでありまして、多頭飼育に踏み切ろうとする農家、又これら農家の相談相手となる技術員の方々のご勉強を願う次第であります。

酪農健全発展の拠点として

宮城県生乳販売 会長 堀田良一
農業協同組合連合会

このたび「畜産みやぎ」が刊行されるこの紙面を通じ本会事業及び酪農問題をお知らせする機会を得られることは誠に有意義に存じます。

本会では発足以来隔月に会報を発行し県内酪農関係者にそのときどきの



（元集荷、多元販売、酪農改善の拠点として）
「やぎ」が刊行されることのお知らせ

酪農関係者だけでなく畜産全般の指導的立場にある皆様はこの紙面を通じて酪農関係の諸問題をお知らせし御理解をいただけることは本県酪農発展にとって大変喜ばしいことと考えます。

すでに皆様御承知の通り本会は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の制定にともない指定生乳生産者団体として県内酪農団体が大同団結し昭和四十一年四月、本格的に業務を開始し今日にいたつております。

この間、酪農界のめまぐるしい変遷のなかで生産者団体としての知識と体験を得ながら県内酪農の健全な発展を目的として生乳の生産者補給金交付事業はもとより、適正な乳価の獲得、集送乳の合理化、酪農生産基盤の拡大、乳牛飼養規模の拡大等に力を注いできた次第であります。

どんな事業でもいえることですが一つの事業が軌道にのるまでは思いがけない困難な問題が生ずるもので

特に酪農は近年急激に発展してきたのでその点著しいものがあります。しかしながら本県は乳牛飼養頭数約五万頭、生乳生産量約一〇万トンと全国でも屈指の酪農県に成長し、本会も酪農家及び会員の御協力と県当局の御指導により本年の生乳共販数量も流通量の九五％の九五万トンと目されています。

近時、総合農政がさげばれ又農産物の貿易自由化促進のやさきにあたり、酪農問題もこれまでと変つた面からの検討が必要になつてきたものと考えられます。

牛乳は生産すればよいという時代はすでに過ぎ需要量に見合つた良質な供給が要請されてきています。

今後、米の生産調整が実施されそれに伴つて酪農の占めるウエイトは一段と増すものと考えられますが、いたづらに牛乳の生産を急増するだけでは食糧制度の二のまいを演ずる結果にもなりかねないと憂慮にたえません。

幸にして本県は今後関東という牛乳の大消費地の市乳圏に入るであろうという有利な立地条件にあります。それがだけで安閑としていられない面が多々あります。

て県下三カ所に直営クーラーセンターを設置し着々と態勢の整備に努めています。

- 一、組織の整備強化
- 二、飲用乳消費拡大と乳価の向上
- 三、集送乳の合理化
- 四、酪農生産性の向上
- 五、本会の自力強化
- 六、乳質改善

等をかかげ酪農団体として県内酪農の健全発展に邁進いたしますので、関係者皆様に今後共よろしく御指導、御協力下さるよう御願ひ申し上げます。

縦の木〔余録〕

その昔、みちのくの雄として栄えた伊達藩は、NHKでお馴染の樅の木と共に今日尚生々発展を続けています。

関係方面の皆さん、何はともあれ「よろめく」ことのないよう「め」をつぶつての忍耐強いご指導ご協力をと念じまして「よろめく」の誕生と相成つた次第です。お蔭様で安産ではありましたが何分にも未熟児でございますので、どうぞ末永く可愛がって下さいますようお願い申し上げます。